

建設アスベスト給付金法改正についての声明

2025年1月25日 日本環境会議理事会

【建材メーカーはアスベスト含有建材により被害を受けた建設作業従事者とその遺族の救済に応分の負担をすべきである。】

1. 2021年に最高裁が建設作業に従事してアスベスト被害を受けた建設作業従事者に対する国やメーカーの責任を認めたことを契機に、被害者やその遺族に対して一時金を給付する建設アスベスト給付金法が、与野党一致の議員立法として成立した。この制度は、各地で訴訟をたたかってきた原告・原告弁護団とそれを支えた支援運動の成果であり、訴訟当事者以外の被害者をも救済する制度として大きな意義を有する。この法律に基づいて、現在までに8,000名近い被害者やその遺族が給付金の支給を受けている。
2. しかし、この制度は、国のみが資金を拠出するものであり、アスベスト含有建材を製造・販売してきたメーカーは、(少なくともその一部については)訴訟において責任が認められたにもかかわらず、救済制度に参加していない。アスベスト建材を製造・販売し経済的利益を得てきた建材メーカーの責任を不問に付して国のみが責任を負担するということは、公平性の観点から見て問題である。加えて、給付金法による給付額は、国の責任割合について工場型(泉南アスベスト国賠訴訟に基づく)和解が2分の1であることや、建設アスベスト訴訟では国の責任割合を3分の1とする裁判例が大半であることを踏まえて設定されたものとされていることから、国との関係で被害者に対する補償が給付金法の基準でなされたとしても、建材メーカーによる補償が盛り込まれなければ、被害者救済は不十分なものととどまってしまうことになる。
3. 給付金法制定段階においても、当然に、メーカーの寄与の必要性については問題が認識されており、同法附則第2条は「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。しかし、この制度が発足してから3年が経過したが、建材メーカーは、裁判で責任が認められたメーカーも含め、この制度への拠出をかたくなに拒んでいる。また、政府(厚労省)も、附則2条で定められた「検討」を行わず、「所要の措置」も講じていない。
4. 判決によって法的責任が確定した建材メーカーは一部にとどまり、シェアが大きい等々の理由で法的責任があるとはされなかった建材メーカー、訴訟の被告となっていない建材メーカーも存在する。しかし、これらの建材メーカーも、アスベスト含有建材という危険な製品を製造・販売し、建設作業従事者がアスベストにばく露し重大な健康被害を被るリスクを創出したこと、さらに、その危険性について調査・研究を行い、必要な警告等を行うべき立場にあったにもかかわらず、それらを十全に果たして来なかったことは疑いがない。裁判所も、すべての建材メーカーが建設現場での甚大な被害発生に大なり小なり

り関与していることを基本的前提としている。その上で、損害賠償責任を認めるか否かについては、個別建材メーカーのアスベスト含有建材の製造・販売行為と各被害者の石綿関連疾患罹患との因果関係（個別因果関係）が、司法判断のレベルで立証し得た否かで判断されたのである。しかし、行政施策としての救済制度への資金拠出にあたって求められる立法事実は、司法判断において求められる個別因果関係の存否ではなく、建材メーカーが建設現場での甚大な被害発生に大なり小なり関与しているという事実である。したがって、建材メーカーは、個別的因果関係が司法上認定されたか否かにかかわらず、応分の負担をすべきである。

5. 公害健康被害補償制度（以下、公健法）では、第1種指定地域の補償給付金の財源（賦課金）を汚染原因者（排出企業）に負担させるにあたって、「民事責任を踏まえた」とはしているが、個別的因果関係が認められた排出企のみに負担させているわけではない。制度創設の当時、四日市公害判決においてコンビナートを形成していた企業の共同不法行為責任は認められていたものの、賦課金を課せられた個々の排出企業と個別被害との因果関係や法的責任が司法上確定していたわけではない。にもかかわらず、公健法は、わが国の大気汚染全体が被害発生へ寄与しているという事実を立法事実として排出企業らに賦課金を課した。被害発生への責任という点では、公健法がコンビナートと直接関係のない全国のばい煙発生施設等設置者に賦課金を負わせたことに比べ、建材メーカーとアスベスト健康被害との関係は、はるかに強い。
6. 建材メーカーの負担割合については、基本的には、公健法の資金拠出と同様に、各建材メーカーらの建設アスベスト被害全体に対する影響、寄与に応じたものとすべきである。その場合、基本的には、建材メーカーごとにアスベスト含有建材の製造に使用した石綿使用量を調査、算出して、それに基づき建材メーカーごとに資金拠出を割り当てることが考えられる。
7. 国としては、給付金法附則2条に基づく「検討」の一環として、建材メーカーからの資料提供を含めて、必要な調査を行うべきである。

以上